

こどもに関する各種データの連携 による支援実証事業について

令和4年2月

デジタル庁

こどもに関する情報・データ連携 関係会議・文書における発言・記載

第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日） 岸田総理御発言

（中略）そして、貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。（以下略）

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

③企画立案・総合調整部門

3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のS O Sを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報^{の取扱い}にあってはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを検討する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

④ こども

（中略）「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

— こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
 - このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
- ※ **国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】 (主査) デジタル副大臣 小林 史明
内閣府副大臣 赤池 誠章

厚生労働副大臣 佐藤 英道
文部科学副大臣 池田 佳隆

【主な検討事項】

1. こどもに関する情報・データ連携の在り方

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルか要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口赶赴なくとも適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

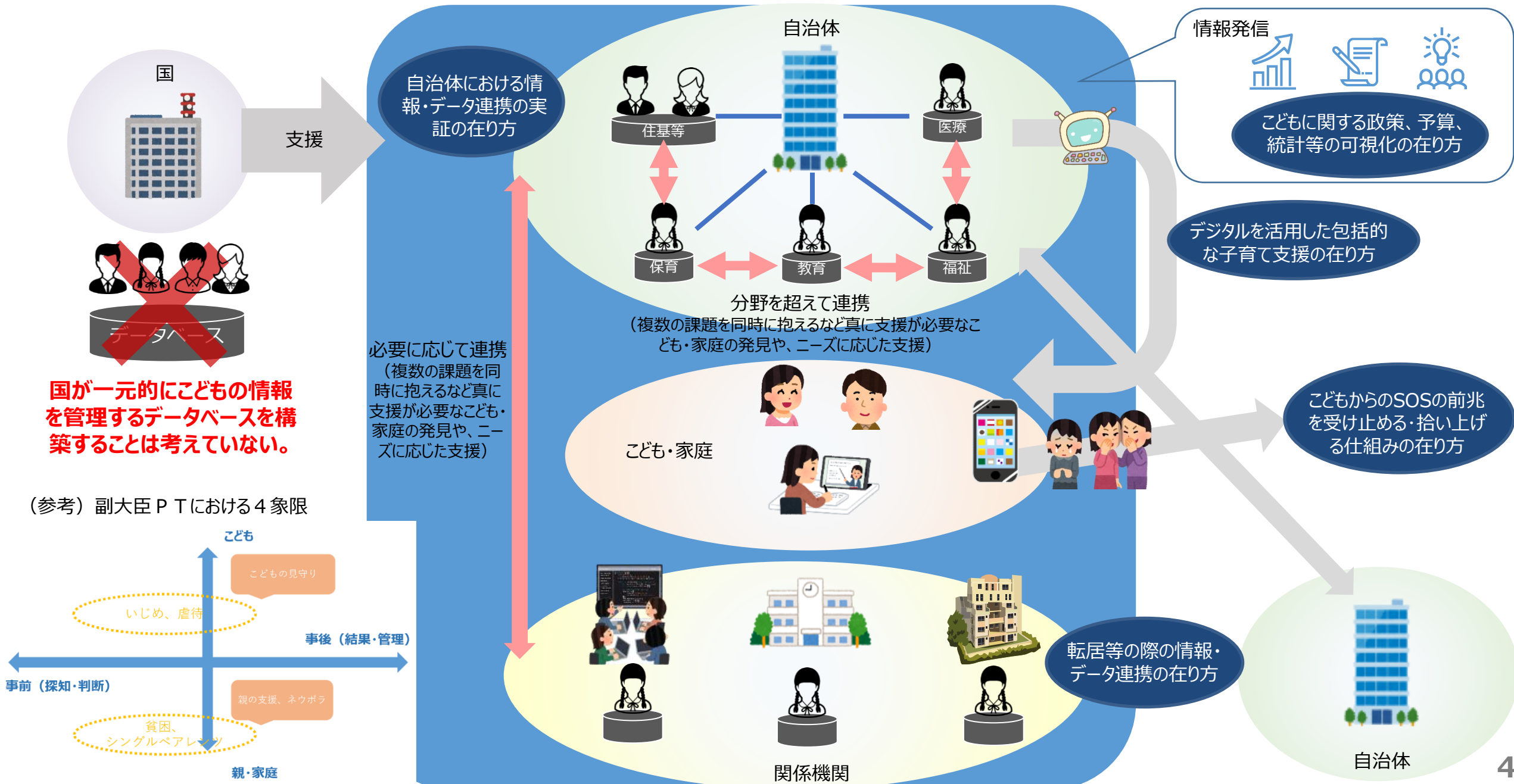
3. こどもに関する政策の可視化の在り方

- ・AI等でこどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

【スケジュール】 令和3年（2021年）11月検討開始～令和4年（2022年）6月目途に論点の整理

副大臣PTの検討の全体像のイメージ

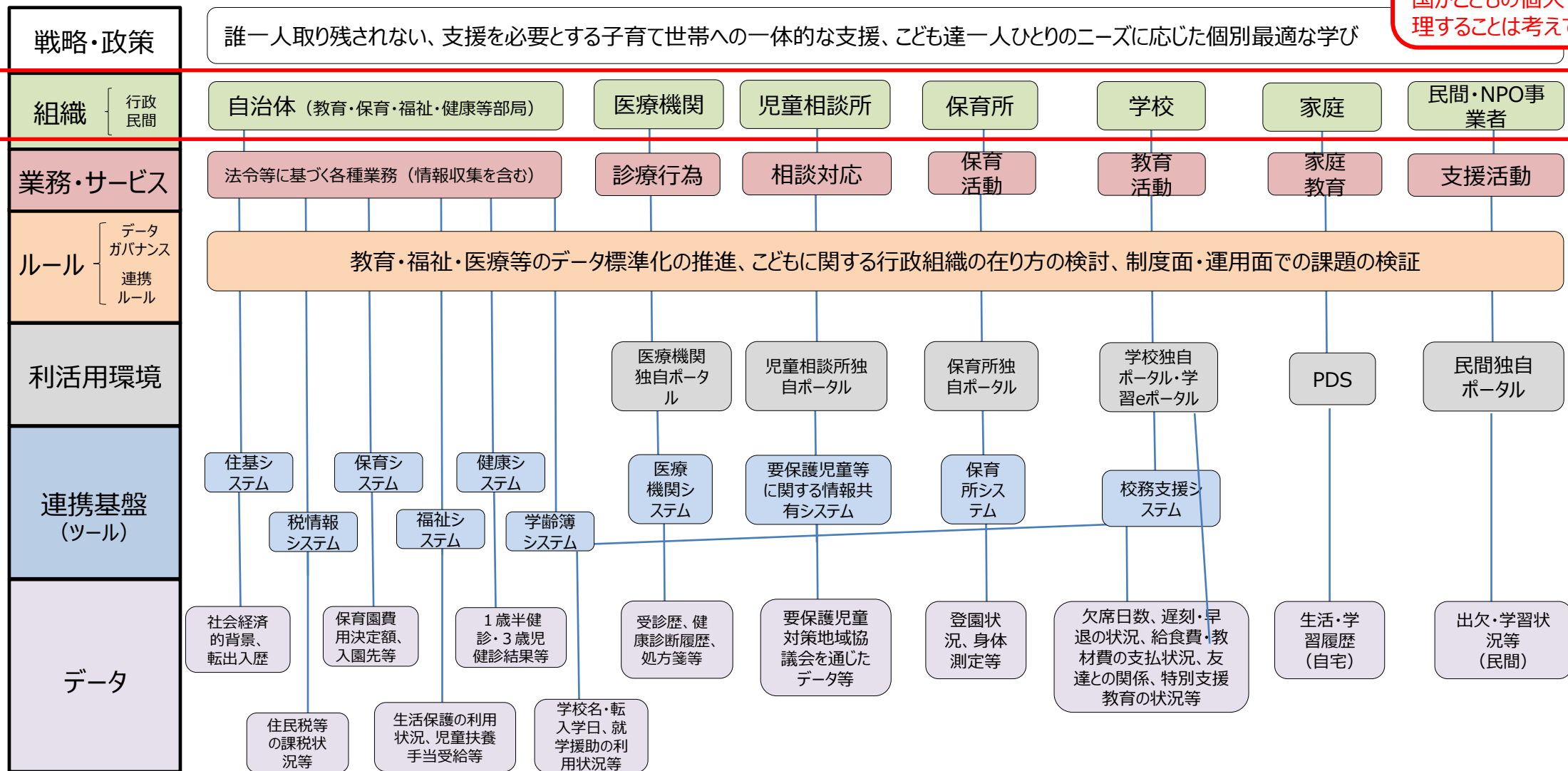
本実証事業では青色背景の部分を実施



「こども」に関するアーキテクチャ（イメージのたたき台【検討中】）の現状認識

- 現在、教育・保育・福祉・医療等のデータについては、**自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理**されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、**それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応**に当たっている（以下は現状認識のイメージ）。
※ここに掲載されているデータが全て必須項目ということではなく、今後、実証事業を実施する中でどの項目に絞り込むか整理。

あくまでも、自治体及び関係機関における分散管理が前提であり、「国」が組織として記載されていないとおり、国がこどもの個人情報を一元的に管理することは考えていない。



【参考：関連事業】こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（①データ項目等に係る調査研究）概要

目的

・令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。」とされた。

・本事業は、こうしたこどもに関する各種データの連携について、ユースケースや必要となるデータ項目、制度面・運用面での課題等の検証を行うことを目的としている。

主な内容

・受注者は、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における資料及び議論や、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」の検討状況、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向など、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策について十分理解した上で、本業務の実施に当たること。また、デジタル庁からの指示に基づき、今後実施される次頁の事業と連携すること。

・受注者は、以下について、検証内容・方法を策定した上で検証を実施し、検証結果を取りまとめ課題を明らかにすること。このうち (1) 及び (2) については、副大臣プロジェクトチームにおける論点整理が令和4年5～6月頃に行われる予定であること等を踏まえ、令和4年4月中に一定の方向性を中間報告書（素案）として提示すること。また、例えば先進的な取組を行っている地域への調査やアンケート、現場でこどもへの支援に携わる関係機関や有識者等へのヒアリング等を提案・実施すること。

- (1) ユースケースの調査：こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する上で、自治体等における先行事例を踏まえ、求められるユースケースについて調査。
- (2) 必要となるデータ項目の検証：貧困や虐待等の政策的な課題に対応して、データ連携により真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援を行う際に必要となるデータ項目について、上記(1)のユースケース等を踏まえ、検証。その際、各データ項目の有用性（先行研究における調査結果等）、自治体における各データ項目のデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案し、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどとして提示すること。また、1年に1回等の定期的に測定されるデータだけではなく、より高い頻度で扱われるデータも対象とすること。
- (3) 制度面・運用面での課題の検証：上記(1)及び(2)を踏まえ、制度面・運用面での課題（各分野におけるデータの標準化や、データの保有主体、自治体をまたがる場合（転居や中学校段階から高等学校段階に変わる際など）のシステム間のデータの相互運用性を確保するための方策、情報連携のためのデータ連携、アクセスコントロールや個人情報の取扱い、データ連携における倫理面の課題、具体的なプッシュ型の支援へのブリッジ、効果検証の設計等）について検証。

【本公募事業】こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（②地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）概要

目的

- ・各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭の発見や、これらに対するニーズに応じたプッシュ型の支援（以下「支援事業」という。）に活用する際の課題等について実証を行うこととし、**本実証事業に参加を希望する複数の地方公共団体を公募**する。
- ・なお、**採択後**、採択地方公共団体におけるデータ連携の実証事業に係る調査研究を請け負う事業者（以下「**検証受託事業者**」という。）の調達をデジタル庁が実施し、採択団体が**連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で、契約条件の最終的な調整**を行った上で、契約を締結する予定。

事業の概要

- 対象団体
 - ・協力を希望する**地方公共団体（都道府県及び市町村）**。なお、**複数の地方公共団体が共同で応募**することや、関係機関との**コンソーシアム形式による応募も可**。
- 検証項目
 - ・必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化
 - ・データ連携のための**システムの整備**
 - ・上記の成果・課題を踏まえた、**全国的な展開方策の検討**
 - ・データ連携のための**体制の整備**、データの**保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱**の整理
 - ・当該システムを活用した**具体的な支援事業の試行及び課題抽出**

要件

- ・実証事業の参加者は、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における資料及び議論や、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」の検討状況、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向など、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策について十分理解した上で、本業務の実施に当たること。
- ・**デジタル庁、関係省庁、検証受託事業者及び別途実施するデータ項目等に係る調査研究を受託する事業者（以下「分析受託事業者」という。）と連携を密にし、検証に協力すること。**
- ・あらかじめ、**連携するシステム運用事業者等と協議・調整**の上、応募すること。応募に当たっては、実証事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした実証事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。
- ・データの利活用に係る**倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）を可能な限り整備**すること。

採択団体数

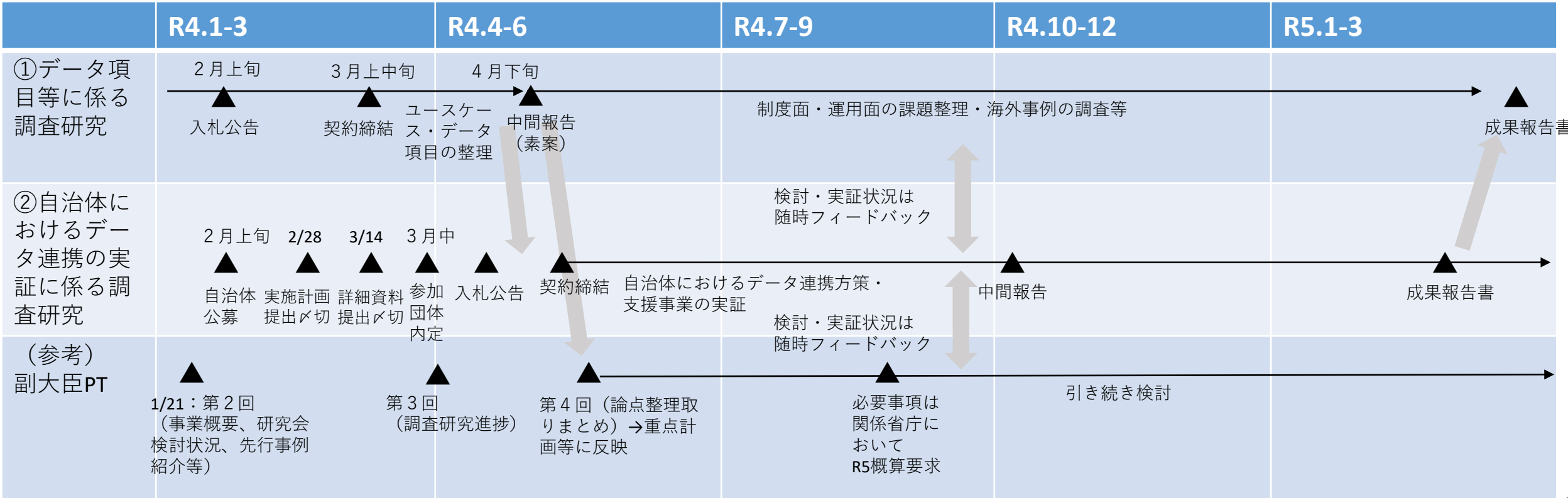
- ・採択団体数は、予算の範囲内で、応募状況と予算希望に鑑み決定（現時点においては、**1団体当たり3000万円～1億円程度を想定**）

全体スケジュール（案）

本事業を

- ①データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
 - ②自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体における教育・保育・福祉・医療等のデータの連携方策の実証）
- の2つに分け、①については年度内の契約締結を目指す。②については、まず自治体公募を年度内に行った上で、仕様書作成・入札公告を実施。

【全体スケジュールのイメージ】



— 実証事業全体の契約イメージ

